

食肉衛生検査情報



〈今月の特集〉

薬の適正使用と出荷前確認を！



令和4年度、長崎県の食肉衛生検査所が管轄すると畜場において、豚で3例の動物用医薬品残留事例がありました。その原因についてそれぞれ調査したところ、「用法用量以上の投薬を行ってしまった」、「使用禁止期間の認識はあったが、期間の数え方を勘違いしていた（投薬日を1日目とカウントしてしまった）」等、薬剤の使用についての認識が不足していることによるものがありました。

★使用禁止（休薬）期間の数え方、大丈夫ですか？

例) 使用禁止（休薬）期間が、と殺する前3日間

6/1 (木)	6/2 (金)	6/3 (土)	6/4 (日)	6/5 (月)
投薬	1日目	2日目	3日目	出荷可能
	使用禁止(休薬)期間 3日間			

★投薬日の翌日を1日目とカウント
★出荷日は使用禁止（休薬）期間に含まれません

※病畜では、代謝機能が低下し、使用禁止（休薬）期間よりも薬物の分解や排出に時間がかかる場合がありますので、管理獣医師と相談して出荷時期を遅らせる等の対応をお願いします。

薬の残留を防ぐために

- ★用法用量を守って投薬してください。
- ★投薬した豚にはマーキングや標識をつけて個体管理を行ってください。
- ★投薬記録を作成し、出荷の管理を行ってください。

残留基準値を超えた食肉は市場に流通させることができません。

安全な食肉を供給するため、動物用医薬品等の適正な使用と出荷前の確認をお願いいたします。